

半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して助成を行うことにより、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

（助成対象事業）

第2条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

（1）老人クラブ助成事業

老人クラブ助成事業は、別紙1「老人クラブ運営要領」に添って活動を行う老人クラブであって、別表1に掲げる対象事業活動を行うものに対し、その活動に要する経費を助成する。

（2）半田市老人クラブ連合会活動促進事業

老人クラブ連合会活動促進事業は、別紙2「半田市老人クラブ連合会運営要領」に添って活動を行う老人クラブ連合会であって、別表2に掲げる対象事業活動を行うものに対し、その活動に要する経費を助成する。

（助成金の額及び助成金の対象経費）

第3条 老人クラブの助成金の額は別表1、老人クラブ連合会の助成金の額は別表2に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

2 老人クラブ及び老人クラブ連合会の助成金の対象経費は、別表3のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする老人クラブの長及び老人クラブ連合会の長（以下「申請者」という。）は、半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 収支予算書

（3） 会員名簿

（4） その他市長が必要とする書類

（助成金の交付決定）

第5条 市長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定するとともに、その旨を半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者は、半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金請求書（様式第3）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金の交付を行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 申請者は、助成対象事業を完了したときは速やかに、次に掲げる書類を添えて半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業実績報告書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書

（2）収支精算書

（検査等）

第8条 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があるとき認めるときは、助成金の使途について報告を求め、又はその状況を検査することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分		活動の種類（※）	
		4～5種類	6種類
会 員 数	初年度 前年度と比較し 会員数が増加又は同じ	44,400 円 (年額)	48,000 円 (年額)
	前年度と比較し 会員数が減少	35,520 円 (年額)	38,400 円 (年額)
※対象事業活動 ①友愛活動 ②生活支援活動 ③清掃・奉仕・環境活動 ④文化・学習サークル活動 ⑤スポーツサークル活動 ⑥安全活動			

別表2（第3条関係）

区分	補助基準		金額（年額）
一般事業費	活動の種類（※１）	6種類	200,000円
		4～5種類	190,000円
	会員数	1人あたり	72円
特別事業費	特別事業（※２）		上限 194,000円
	福祉大会		上限 135,000円
※１ 対象事業活動			
①友愛活動 ②生活支援活動 ③清掃・奉仕・環境活動			
④文化・学習サークル活動 ⑤スポーツサークル活動 ⑥安全活動			
※２ 対象事業活動			
①老人クラブの活動別リーダー育成事業			
②女性役員・リーダーの育成			
③外部からの指導者・協力者の招聘促進事業			
④高齢者と他世代との交流促進事業			
⑤会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業			
⑥老人クラブの広報・加入促進事業			
⑦暮らし課題の調査・点検（モニター）活動			
⑧その他、地域の特性を活かしたモデル的な活動促進事業			

別表３（第３条関係）

区分	助成金の対象経費
老人クラブ	報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
老人クラブ連合会	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(別紙1)

〔老人クラブ運営要領〕

1 目的

老人クラブは、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とすること。

2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上であること。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、老人クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。

ただし、当該小地域を超える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね50人以上であること。

(4) 老人クラブに会員の互選による代表者1人を置くとともに必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われること。

(2) 会員は、クラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入すること。

4 活動

(1) 老人クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

(別紙2)

〔半田市老人クラブ連合会運営要領〕

1 目的

半田市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）は、老人の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業及び老人の幅広い社会活動促進のための諸事業を行うことを目的とすること。

2 組織

- (1) 市老連は、市を対象地域とし、老人クラブによって組織するものとする。
- (2) 市老連には、代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員をおくものとする。

なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めること。

- (3) 市老連には、(2)の役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。
- (4) 市老連の事務局は、自主的に設置運営するよう努めること。
- (5) 市老連は、目的を達成するために必要に応じて、委員会等を設置するものとする。

3 運営

- (1) 市老連の運営は、老人クラブの意向を反映し、自主的に行うこと。
- (2) 市老連は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、会則を設けるものとする。
- (3) 市老連は、原則として、老人クラブからの会費をもって運営するものとする。

4 活動

市老連は、老人クラブ及び愛知県老人クラブ連合会等と連携し、次に掲げる事業を、市を単位とした広域的な事業として展開するものとする。

- (1) 老人クラブの役員及び活動別リーダーの研修を実施し、資質の向上を図ること。
- (2) 老人クラブの実情やニーズを把握するとともに、新規の活動の開拓、活動の場の確保及び活動別の組織化を図ること。

- (3) 市老連は、老人クラブの参加によって、行事、催物を開催し、老人クラブの連携と意識の向上及び地域の高齢者との交流を通じた仲間づくりの促進並びに他世代との交流を図ること。
- (4) 外部からの指導者・協力者の受け入れを行い、老人クラブの活動の充実を図ること。
- (5) 老人クラブの発展、老人の社会的地位の向上等を図るために調査、研究を行うとともに老人及び老人クラブ活動に対する地域社会の理解を深めるため啓発広報等多様な活動を行うこと。
- (6) 市老連は、事業の実施に当たっては、県老人クラブ連合会の活動推進員及びその他の指導者との連携の下に事業を実施すること。
- (7) 県老人クラブ連合会、他の市老連、その他関係機関（団体）等との連携を図ること。

5 経理

市老連は、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 様

老人クラブ名

会 長 氏 名

年度半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付申請書

このことにつきまして、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

（添付書類）

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 会 員 名 簿
4. その他市長が必要とする書類

様式第2（第5条関係）

半介第 号

年 月 日

様

半田市長

年度半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けの申請については、半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付決定します。

記

1. 助成金交付決定額 金 円

2. 交付要件

この助成金は、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資するために要する費用とする。

3. その他

この助成金の交付決定基準である「半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金交付要綱」に基づく補助基準額及び交付額に変更が生じたときは、変更交付申請を行うこと。

様式第3（第6条関係）

年度半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業助成金請求書

年 月 日

半田市長 様

老人クラブ名

会 長 氏 名

下記の金額を請求いたします。

記

助成金 _____ 円

ただし、 _____ 度半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業（老人クラブ活動助成事業）助成金として

（振込先）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 _____ 店
口座番号	普通・当座 _____
口座名義人	_____

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

老人クラブ名

会 長 氏 名

年度半田市老人クラブ活動等社会活動促進事業実績報告書

このことにつきまして、助成対象事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

1. 事業実績書
2. 収支精算書